

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	R7. 12. 2	R7. 12. 3	建築工事積算標準単価表（令和5年4月から令和6年10月まで） 機械設備工事積算標準単価表（令和5年4月から令和6年10月まで） 電気設備工事積算標準単価表（令和5年4月から令和6年10月まで）	3624	1														財務局建築保全部技術管理課	
2	R7. 11. 26	R7. 12. 10	地方自治法第209条等に反しても良い定めがあればその定めのある文書				1												当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	財務局主計部財政課
3	R7. 12. 5	R7. 12. 19	「複写機用紙<本庁> A 4 外 3 点の買入れ(用品)(単価契約)」に係る一般競争入札参加資格確認申請書	1	1				1										(7条2号) 「事業者」欄のうち、「担当者フリガナ」、「担当者」及び「E-mail」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	財務局経理部契約第二課
4	R7. 12. 11	R7. 12. 25	令和7年12月9日午後7時15分にX(旧Twitter)アカウント「tocho_koho」(東京都公式公報)から行った投稿に係る原稿案	1	1															財務局主計部財政課
5	R7. 12. 11	R7. 12. 25	令和7年12月9日午後7時15分に、X(旧Twitter)アカウント「tocho_koho」(東京都公式公報)から投稿された投稿ID: 1998335669509206211/投稿URL: https://x.com/tocho_koho/status/1998335669509206211?s=20 について ・当該投稿を作成・発信する旨の決裁を行った決裁文書(起案書・決裁欄のある決裁済み文書) ・当該投稿の画像作成にあたり発生した費用が分かる文書				1												「当該投稿を作成・発信する旨の決裁を行った決裁文書」は、東京都文書管理規則第3条第3項本文(極めて軽易な事案)の規定により、起案文書によらないで事案の決定がされたため、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。 ・「当該投稿の画像作成にあたり発生した費用が分かる文書」は、当該投稿の画像作成にあたり費用の発生がないため、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	財務局主計部財政課
6	R7. 12. 12	R7. 12. 26	土地等の譲与及び譲与契約の締結について(昭和57年2月26日付57財管都二第396号)	27	1				1	1									(2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため (4号) 公にすることにより、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため	財務局財産運用部活用促進課

表の見方
 <決定区分>
 ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
 <(根拠規定) 条例7条>
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
 <公文書の件名>について
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。